

第16号議案

中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例

中間市地域総合福祉会館設置条例（平成13年中間市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表会議室1の項使用時間の欄、同表会議室2の項使用時間の欄、同表研修室1の項使用時間の欄、同表研修室2の項使用時間の欄、同表視聴覚室の項使用時間の欄、同表和室の項使用時間の欄、同表文化教養室1の項使用時間の欄及び同表文化教養室2の項使用時間の欄中「21時」を「18時」に改め、同表中

「

浴室1	10時から20時まで	小学生	150
		中学生～65歳未満	300
浴室2	10時から20時まで	高齢者	200
		障害者	200
ケア・プール	9時から17時まで	300／回	
アクアトレーナー			
トレーニングルーム			

を

「

トレーニングルーム	9時から17時まで	300／回
-----------	-----------	-------

に

に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

中間市地域総合福祉会館設置条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
施設区分	使用時間	使用料		施設区分	使用時間	使用料	
会議室 1	9時から18時まで	620/時		会議室 1	9時から21時まで	620/時	
会議室 2	9時から18時まで	620/時		会議室 2	9時から21時まで	620/時	
研修室 1	9時から18時まで	620/時		研修室 1	9時から21時まで	620/時	
研修室 2	9時から18時まで	620/時		研修室 2	9時から21時まで	620/時	
視聴覚室	9時から18時まで	620/時		視聴覚室	9時から21時まで	620/時	
和室	9時から18時まで	貸切	300/時	和室	9時から21時まで	貸切	300/時
			200/日				200/日
文化教養室 1	9時から18時まで	300/回		文化教養室 1	9時から21時まで	300/回	

	で	(1回90分)
文化教養室 2	9時から18時まで	300/回 (1回90分)
調理実習室	9時から17時まで	620/時
トレーニングルーム	9時から17時まで	300/回
舞台	9時から17時まで	1,030/時 (舞台占有使用料)
(略)		

	で	(1回90分)	
文化教養室 2	9時から21時まで	300/回 (1回90分)	
調理実習室	9時から17時まで	620/時	
浴室 1	10時から20時まで	小学生	150
		中学生～65歳未満	300
浴室 2	10時から20時まで	高齢者	200
		障害者	200
ケア・プール	9時から17時まで	300/回	
アクアトレーナー			
トレーニングルーム			
舞台	9時から17時まで	1,030/時	

(舞台占有使用料)

で

(略)